



HUMAN DEVELOPMENT REPORT 2004

人間開発報告書 2004 概要

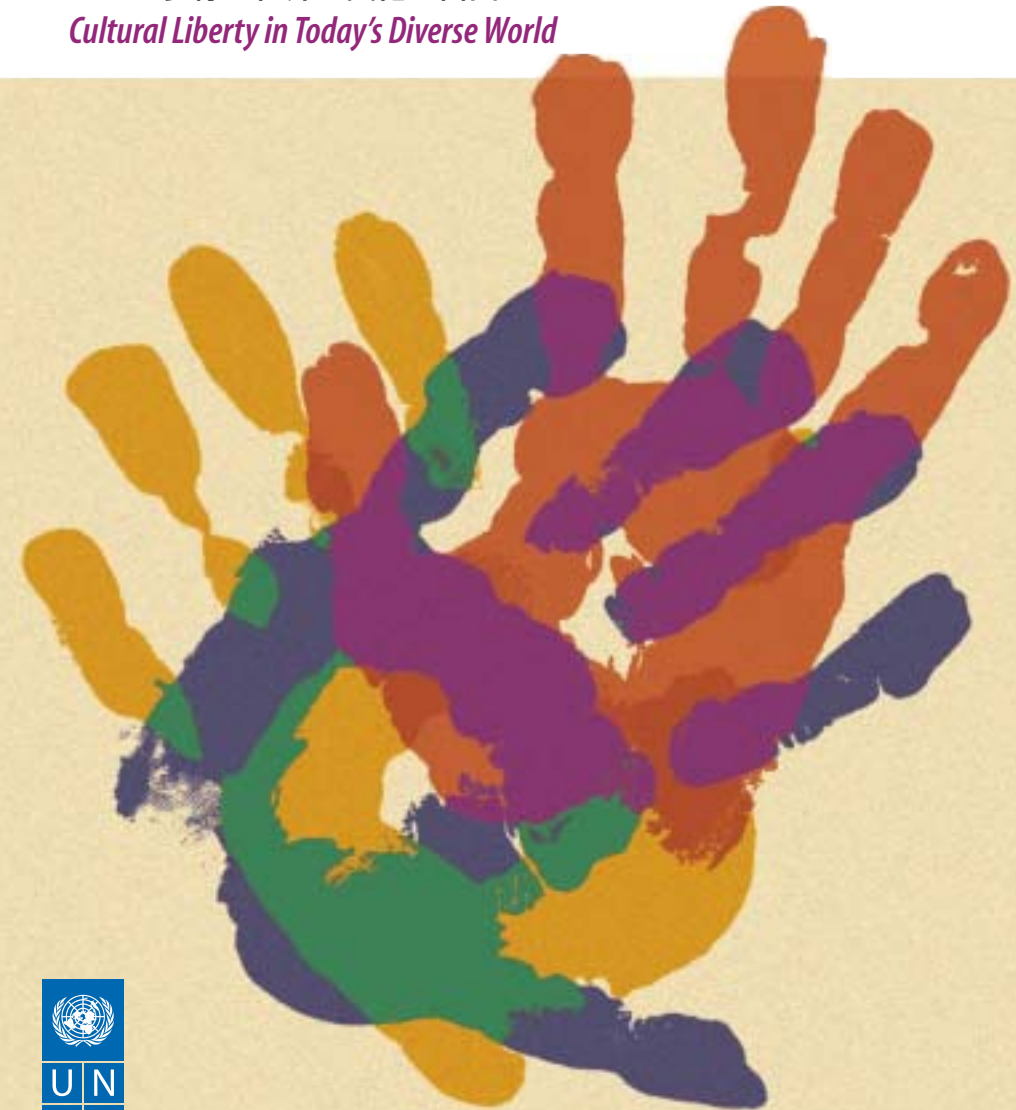
—この多様な世界で文化の自由を—
Cultural Liberty in Today's Diverse World

『人間開発報告書2004』は、宗教、民族、言語の異なる文化的集団に対する差別を防ぐには、各国が多様な文化を推進する政策をとる必要があると論じている。文化的な自由を抑圧ではなく、拡大することこそが、われわれの住む社会の、そして異なる社会と社会の間の、安定や民主主義、そして人間開発を促進させることのできる唯一の持続可能な方法である。

〈本書の特徴〉

- ・ノーベル賞受賞者アマルティア・センによる人間開発と文化的自由の重要な結びつきに関する分析を特別掲載。
- ・文化的少数者の集団が直面する「生活様式の排除」とは何か、また、政治的、経済的、社会的排除（参加の排除）とは何かを考察。
- ・最新の多文化アプローチを、権力分担、宗教国家と政教分離国家、言語政策、法多元主義、積極的優遇措置（アファーマティブ・アクション）にふれながら紹介。
- ・文化支配の強制的な動きの出現と民主主義への挑戦を分析。
- ・文化の多様性やグローバリゼーションに対する政策が必要な伝統知識、文化財取引、移民政策を含む重要分野について検証。
- ・シリル・エバディ、ジョン・ヒューム、ハミッド・カルザイ、ネルソン・マンデラ、オーレ・ヘンリック・マッガの各氏の特別寄稿を掲載。

毎年発行の『人間開発報告書』は創刊から15年を迎え、今年もまた、人々が満足のいく創造的な生活を営めるようになることを目指し、最も緊急に取り組むべき、古くて新しい課題への議論の場を提供している。



国連開発計画 (UNDP)

人間開発報告書2004 概要

HUMAN DEVELOPMENT REPORT 2004

—この多様な世界で文化の自由を—

Cultural Liberty in Today's Diverse World



手形。それは、はるか時空を超えた、さまざまな文化のメッセージ。

そのメッセージとは：「私は…である」

「私」は有史前のアーティスト。ジブラルタルからタスマニアにいたる多くの洞窟に手形を残した。

「ボク」は5歳の子ども。2005年からは学校に通い自分の言葉で学びたい。

「私」は都市の労働者だが、それと同時に一族の長でもあり、
われわれの信仰や習慣の指導者、世話人でもある。

文化は、人間の創り出した最も耐久性のある財である。人類は主に文化を通して地球上で、
家族、部族、長を中心とした集団や国民国家として栄えてきた。

「私」は私の母語、象徴、信条そのものである。

そして、「私は、私たちは……である」

国連開発計画 (UNDP)



『人間開発報告書2004』 目次（仮訳）

概要：この多様な世界で文化の自由を

第1章：文化的自由と人間開発

参加と認識

自由、人権、そして多様性の役割

アイデンティティ、地域社会、そして自由

グローバリゼーション、非対象、そして民主主義

結論

第2章：文化的自由への課題

文化的自由－人間開発における未開拓の側面

文化的自由を推進するには、アイデンティティの違いを認めることが必要である

文化的自由と開発をめぐる3つの神話

文化的自由における今日の課題

第3章：多様な文化を持つ民主主義を構築する

文化の違いを認識するうえでの各国のジレンマを解消する

多様な文化的集団の政治的参加を可能とする政策

宗教政策と宗教的慣行

慣習法と法多元主義に対する政策

多言語の使用に関する政策

社会的排除と経済的排除を是正する政策

第4章：文化支配の動きに対抗する

文化的支配の動き－今日の課題

民主主義のジレンマ－対応するには制限すべきか、受容すべきか

第5章：グローバリゼーションと文化的選択

グローバリゼーションと多文化主義

投資と知識の流れ－グローバルに統合された世界に先住民も組み込む

文化財の流れ－創造性と多様性を通じ選択肢を拡大する

人々の流れ－世界市民となるための多数のアイデンティティ

統計資料編

人間開発指標表 全33表

『人間開発報告書』の統計資料について

テクニカルノート

指標項目の定義

統計資料

各国の分類

指標項目一覧

各国の人間開発順位

人間開発報告書2004 概要

——この多様な世界で文化の自由を——

イラクの新憲法は、シーア派とクルド人を公平に代表したものでなければならないという要求をいかにして満たすのだろうか。アフガニスタンの新憲法は、同国で話される言語のどれを、そしていくつの言語を公用語として認定すべきなのだろうか。ナイジェリアの連邦裁判所は、婚外交渉に死罪を言い渡したシャリーア（イスラム法）の判決にどのような対応をするのだろうか。フランス議会は、公立学校におけるスカーフ、その他の宗教的象徴の着用を禁止する提案を承認するのだろうか。米国のヒスパニック系住民は、主流な米国文化への同化に抵抗を示すのだろうか。コートジボワールに停戦をもたらす和平合意はできるのだろうか。先住民からの抗議の高まりを受けて、ボリビア大統領は辞任するのだろうか。スリランカのタミル人とシンハラ人の紛争に終止符を打つための和平交渉が決着することはあるのだろうか。これらは、過去数カ月間に注目された出来事の一部に過ぎない。文化的多様性の管理は、われわれの時代における中心的課題の1つである。

長年にわたり社会的調和を乱す脅威であると考えられてきた上記のような選択、つまり多様な民族、宗教、言語、価値を認め、順応しようとする選択は、21世紀の政治の分野において避けては通れない主要な論点である。あらゆる信条の政治的指導者や論者が、民族、宗教、言語、人種などの文化的アイデンティティをはっきりと認識することに異を唱えてきた。その結果、文化的アイデンティティは、たびたび抑圧され、それも時には国家政策による残虐な抑圧を受けてきた。それは、宗教的迫害や民族浄化のほか、日常的な排斥や、経済的、社会的、政治的差別を通じて行われてきたのである。

今日、新しく見られるのは、アイデンティティ政治 (identity politics) の台頭である。ラテンアメリカの先住民から、南アジアの宗教的少数派、バルカン諸国やアフリカの少数民族、西欧の移民に至るまで、状況はまったく異なるが、人々はさまざまな方法で、民族、宗教、人種、文化にまつわる旧来からの不満を核として改めて集結し、自分たちのアイデンティティが社会により広く認知され、理解され、受け入れられることを

求めている。社会的、経済的、政治的機会において差別され、疎外されているそれらの人々は、社会的正義をもまた求めている。さらに、今日の新しい動きとして、文化的自由を脅かす威圧的な運動の台頭もある。このグローバリゼーションの時代において、自分たちの文化が押し流されてしまうと感じている個人や地域社会、国々から、新しい種類の政治的主張と要求が出されてきている。彼らは、グローバル化された世界においても、自分たちの多様性を維持することを望んでいるのである。

なぜ今日、こうした運動が起きているのだろうか。これらの運動は、個々に独立したものではない。社会の変容、文化的自由に向けた闘争、人間の自由と民主主義の進展における新しい領域にかかわる歴史的過程の一部である。そしてこれを推進し、形成しているのは、抗議行動を可能とするより広い政治活動の場を提供する民主主義の広がり、新しい連帯のネットワークを生み出し、新しい取り組みを提起しているグローバリゼーションの進展である。

文化的自由は人間開発の不可欠な一部である。なぜなら、他人からの尊敬を失わずに、あるいは別の選択をする可能性を奪われることなく、アイデンティティ (つまり自分がだれであるか) を選択できることは、豊かな生活を営むうえで重要であるからである。人は、嘲笑や懲罰、機会の減少を恐れずに、自らの宗教を公然と信仰し、自らの言語を話し、自らの民族的伝統や宗教的伝統を祝うことのできる自由を望んでいる。自らが選択した文化的拠り所を失うことなく、社会に参加する自由を望んでいる。これは単純な考えだが、社会を大きく動揺させる概念である。

各国は、こうした要求に対応しなければならないという緊急の課題に直面している。対応が適切であれば、アイデンティティが一段と認知されることで、社会の文化的多様性が拡大し、人々の生活は豊かになることだろう。だが、大きなリスクも潜んでいる。

文化的アイデンティティをめぐるこれらの闘いが、まったく管理されなかったり、管理が不適切であるならば、直ちに国内および国家間における最大の不安定要因の1つとなり、その過程で開発を後退させるような紛争を引き起こしかねない。人や集団を極端な形で区別するアイデンティティ政治 (identity politics) は、「自分たち」と「他人」との間に深い溝を生み出している。不信と憎悪の増大は、平和、開発、そして人

間の自由を脅かす。つい先年も、民族間の暴力行為で、コソボとセルビアでは何百件もの家屋やモスクが破壊された。スペインの列車爆破テロは、200人近くの生命を奪った。多様な文化を非常によく受け入れてきたインドのグジャラート、その他の地域でも、宗派間の暴力行為によって、何千人ものイスラム教徒が殺害され、さらに数千人の人々が家を追われた。ノルウェーでは、移民を標的にする憎悪犯罪 (hate crimes) の多発により、自分たちが寛容への取り組みをしっかりと果たしていると思っていた彼らの自信は打ち砕かれてしまった。

さらに、アイデンティティをめぐる闘いは、人間開発を遅らせる抑圧的で排外主義的な政策も導きかねない。この動きは、世界主義 (コスモポリタン) 的な価値と開発を前進させる知識や技能をもたらす人々や考え方の流入をせき止め、保守主義への後退と変化に対する拒絶を助長する可能性がある。

多様性を管理し、文化的アイデンティティを尊重することは、単に少数の「多民族国家」の課題であるだけではない。完全な単一民族国家などゼロに等しい。世界の200カ国近くの国々には、約5000の民族集団が住んでいる。そのうちの3分の2の国々は、かなりの数の少数者、つまり、人口の10%以上を占める民族的または宗教的な少数者集団を少なくとも1つは抱えている。

同時に、海外移住の動きは加速してきており、一部の国や都市では驚くような影響が出てきている。トロントの全人口のうち、カナダ以外の国で生まれた人は半数近くに上る。さらに、前世紀の移民に比べ、出身国との緊密な結びつきを維持する海外生まれの人々も大幅に増えている。今日では、どの国でも何らかの点で多文化社会であると言え、共通の伝統、文化、価値観、生活様式の絆で結ばれた民族的、宗教的、あるいは言語的集団を国内に有している。

文化的多様性はすでに定着しつつあり、今後いっそう拡大するであろう。各国は、この多様性の中で国民統合を図る方法を模索しなければならない。かつてないほど経済的に相互依存を高めている世界は、人々が多様性を尊重し、人間性という共通の絆を通じて結束を築き上げない限り、機能することは不可能である。現代のグローバリゼーションの時代において、いずれの国も国際社会も、さまざまな文化を認めることへの

要求をもはや無視することはできない。さらに、文化とアイデンティティをめぐる対立は深まることが予想される。なぜなら、通信と移動が容易になったことにより、世界は縮小し、文化的多様性の景観が変化したからであり、民主主義、人権、新しいグローバルネットワークの広がりにより、人々が特定の主義主張 (cause) のために結集し、対応を強く求め、達成する手段が強化されてきたからである。

覆された5つの神話。文化的アイデンティティを認め、多様性の拡大を奨励する政策は、分裂、紛争、開発の遅れ、または専制的支配を生むことはない。このような政策は実行可能であるとともに、文化的集団の抑圧が緊張関係を引き起こすことが多いため不可欠でもある。

本報告書は、文化的差異を明確に認める政策、すなわち多文化政策を採用することによって、多様性を尊重し、より包括的な社会を構築するための論拠を示すものである。しかしなぜ、文化的アイデンティティの多くが、これほど長い間抑圧あるいは無視されてきたのだろうか。その理由の1つに、多様性の促進は理論上は望ましくても、実際には国家を脆弱にし、紛争を引き起こし、開発を遅らせかねないと感じている人が大勢いることが挙げられる。この考え方では、多様性への最良の対処法は単一の国家基準に同化することであるとされ、そのことが文化的アイデンティティの抑圧につながることもある。しかし、本書では、これらの理由は前提条件ではなく、神話であることを論じる。さらに、多文化主義政策の取り組みは、単に望ましいというだけでなく、実行可能であり必要であることを主張する。そのような取り組みがなければ、推察される多様性の諸問題は、そのまま現実になってしまう予言になりかねない。

神話：その1

人々の民族的アイデンティティと国家への帰属 (attachment) は競合する。したがって、多様性の認識と国家統一とは二律背反 (trade off) の関係にある。

これは誤りである。個人は、国籍のほかに、民族、言語、宗教、人種など、補完し合う複数のアイデンティティを持つことが可能であり、実際に持っている。また、アイデンティティはゼロサムゲームでもない。国家統一と文化的差異の認識のどちらかを必ず選択しなければならないということはない。

個人にとって、共有する価値観をはじめとする文化的絆で結ばれたある集団へのアイデンティティと帰属意識は重要である。しかし、各人は、数多くのさまざまな集団にアイデンティティを見出すことが可能である。個人は、国籍（たとえば、フランス国籍）、性別（女性）、人種（西アフリカ系）、言語（タイ語と中国語と英語が流暢）、政治（左翼的思想の持ち主）、宗教（仏教徒）といったアイデンティティを持っている。

アイデンティティには選択の要素も含まれている。つまり、個人は、異なる状況に応じて、これらの集団の中から、どの集団の一員であることを優先するかを選ぶことが可能である。メキシコ系米国人は、メキシコのサッカーチームを応援する一方で、米陸軍で兵役を果たすこともある。多くの白人系南アフリカ人は、南アフリカ人としてアパルトヘイトと闘うことを選んだ。社会学者は、人は「自分たち」と「他人」を分けるアイデンティティの境界線を持っていると言うが、これらの境界線は、より広くさまざまな集団を迎え入れることができるように移動することも、また、あいまいになることもあるのである。

「国造り」は、20世紀の最も大きな目標であり、大半の国が、単一のアイデンティティを持った、文化的に同質な国家の建設を目指してきた。時として成功することもあったが、抑圧と迫害という犠牲を伴った。20世紀の歴史が教えてくれたことがあるとすれば、ある文化集団を根絶、排除しようとする試みは、強い反発を誘発するということである。それとは対照的に、文化的アイデンティティを認めることは、永続的な緊張関係を解消するのに役立ってきた。実際的な理由からも道徳的な理由からも、ある文化を持つ集団を受け入れるほうが、そうした集団を排除しようとしたり、存在しないものと無視するよりもはるかに優れている。

各国は、国民統合と文化的多様性のどちらかを選択する必要はない。両者は共存が可能であり、多くの場合実際に共存していることが、調査結果でもわかっている。ベルギーでは、市民の圧倒的多数が質問に対し、

自分はベルギー人であると同時にフラマン人またはワロン人であると考えたと回答し、スペインでは、自分はスペイン人であると同時にカタルーニャ人またはバスク人であると考えたと回答した。

これらの国々をはじめさまざまな国が、多様な文化を受け入れるために懸命に努力してきた。また、アイデンティティの尊重と国家制度に対する信頼を育むことを通じて、結束を図ることに熱心に取り組んできた。こうしてこれらの国は1つにまとまってきた。移民である人々は新しい国に対し忠誠心を持つようになったからといって、出身国にいる家族に対する責務を否定する必要はない。「同化」しない移民は国を分裂させるだろう、という不安には根拠がない。選択を伴わない同化は、もはや統合の形として実行可能でも、必要でもないのである。

多様性と国家統一とは、二律背反の関係にはない。多文化主義政策こそが、多様かつ統一された国家を建設する道である。

神話：その2

民族集団は、価値観の衝突から互いに暴力的紛争を起こしやすい。したがって、多様性の尊重と平和の維持とは二律背反の関係にある。

誤りである。文化的差異と、価値観をめぐる衝突そのものが、暴力的紛争の原因であるという実証的証拠はほとんど存在しない。

特に冷戦の終結以降、暴力的紛争が国家間よりも国内の民族集団間に起こってきたことは間違いない。しかし、それらの原因に関しては、文化的差異そのものが要因でないというのが最近の研究における学者の広く一致した意見である。そればかりか、文化的多様性は、集団の動員を難しくするため、紛争の危険度を低減すると主張する学者さえいる。

複数の研究はこれらの戦争の要因として、集団間の経済的不平等や、政治権力、土地、その他の経済的資産をめぐる闘争、を挙げている。フィジーでは、先住民であるフィジー人が、インド人が支配する政府に対してクーデターを起こしたが、それは土地が没収されることを恐れたからであった。スリランカでは、多数派シンハラ人が政治権力を獲得したものの、少数派タミル人のほうがより多くの経済的資源を利用できたこ

とが、数十年におよぶ内戦を引き起こした。ブルンジとルワンダでは、ツチ族とフツ族が、それぞれ異なる時期に、経済的機会と政治参加から排除されていた。

これらの紛争では、文化的アイデンティティも役割を担っている。紛争の原因としてではなく、政治的結集の原動力としての役割である。指導者は、「軍隊を召集する」ために、ある単一のアイデンティティやその象徴、および長年鬱積している不満を引き出し利用する。また、ある特定の文化が受け入れられていないことが、暴力的な動員を引き起こすことがある。南アフリカで起こった1976年のソウェト蜂起の根本には、この国に存在した不平等があったが、そのきっかけは黒人学校でアフリカンス語教育を強制しようとしたことだった。

文化の異なる集団の共存、それ自体は暴力的紛争の原因ではないが、集団間の経済的、政治的不平等の拡大を容認したり、文化的差異を抑圧したりすることは危険である。なぜならば、これらの格差は不公平であると抗議するために、文化的集団は容易に動員されるからである。平和と多様性の尊重とは二律背反の関係にはないが、アイデンティティ政治が暴力を生まないよう管理することは必要である。

神話：その3

文化的自由のためには伝統的慣行を守る必要がある。したがって、文化的多様性の認識と、開発、民主主義、人権の前進など、その他の人間開発の優先課題との間に二律背反の関係が存在する可能性がある。

誤りである。文化的自由とは、個人の選択の拡大にかかわるものである。伝統に無批判に盲従し、価値観や慣行を維持することを目的そのものとするものではない。

文化は、価値観と慣行の硬直した組み合わせではない。変化する現実に合わせて、また意見を交換することによって、人々が自らの価値観や慣行を問い直し、適応させ、再定義する中で、文化は絶えず創造し直されている。

多文化主義とは、人権を侵害するような慣行も含めた文化を保護する

政策であり、こうした文化を認める運動が、民主的に運営されることはないと主張する人がいる。しかし、文化的自由および多様性の尊重と、伝統の擁護を混同してはならない。文化的自由とは、人々が他の選択肢を検討する適正な機会を持ったうえで、自ら選択した生活を送り、自ら選択した存在となることのできる能力である。

「文化 (culture)」、「伝統(tradition)」、「真正性 (authenticity)」は、「文化的自由(cultural liberty)」と同一ではない。女性が教育を平等に受ける権利を否定するというような、個人の機会の平等を否定し、人権を侵害する慣行を認める理由として、文化、伝統、真正性を受け入れることはできない。

公選されていない指導者が率いる利益集団は、集団の成員全体的見解を反映していないことがある。「伝統」という名のもとに現状を維持することに利益がある人々、また、文化を硬直したものにするために伝統主義の門番のように振る舞いかねない人々によって、集団が支配されることは珍しくない。自分たちの文化の受け入れを要求する人々は、民主主義の原則、および人間の自由と人権の目的にも従わなければならない。フィンランドのサーミ人はその良い例である。彼らは、フィンランド国家の一部を成しながらも、民主的な機構と民主的手続きを有する議会において自治を享受している。

文化的差異の尊重と、人権および開発との間にはいかなる二律背反の関係もない。それどころか、人権のために闘い、価値観の転換を勝ち取ろうとする人々の積極的な参加は、開発の過程の中に含まれるのである。

神話：その4

多民族国家は、相対的に発展する能力が低い。したがって、多様性の尊重と開発の推進との間には二律背反の関係が存在する。

誤りである。文化的多様性と開発の間に、良くも悪くも、明確な関係を示す証拠は存在しない。

しかしながら、多様性が開発の障害となってきたと主張する人がいる。多様性の高い社会の多くで、所得と人間開発が低水準を示していること

は紛れもない事実であるが、それが、文化的多様性と関連していることを示す証拠は存在しない。多様性がアフリカの低迷する経済実績の原因となってきたと主張する研究もあるが、それは、多様性それ自体ではなく、国益よりも民族の利益に従う政治的意思決定が関係しているのである。停滞してきた多民族国家があるのと同様に、目覚ましい成功を遂げた多民族国家もある。マレーシアは、人口の62%を占めるマレー人その他の先住民族集団、30%の中国人、8%のインド人で構成されるが、積極的優遇政策を導入した1970年から90年の間に世界で10番目の経済成長を遂げた。モーリシャスの人間開発指数は、サハラ以南アフリカでは最高位の64位であるが、同国は、アフリカ人、インド人、中国人、欧州系の多様な人口を抱えており、ヒンドゥー教徒50%、キリスト教徒30%、イスラム教徒17%で構成されている。

神話：その5

開発進展の見込みがより高い文化もあれば、民主的価値をもともと内在している文化とそうでない文化がある。したがって、特定の文化を受け入れることと、開発および民主主義を推進させることとの間には二律背反の関係が存在する。

これも誤りである。文化と、経済発展あるいは民主主義との因果関係を示すような、統計分析または歴史的研究の証拠は存在しない。

文化決定論 (cultural determinism)、すなわち、ある集団の文化が、経済実績や民主主義の進展を説明する阻害要因あるいは促進要因であるという概念は、非常に強く直感に働きかける。しかしこうした理論は、計量経済学的分析でも、歴史的にも支持されていない。

資本主義経済が成功した主たる要因はプロテスタント倫理にあるという、マックス・ウェーバーの説明に始まり、これまで数多くの文化決定論が提唱されてきた。これらの理論は、過去を説明するには説得力があるものの、未来の予測に関しては誤っていたことが繰り返し立証されている。ウェーバーのプロテスタント倫理理論が高い評価を受けていた当時、カトリック諸国 (フランスとイタリア) のほうが、プロテスタント諸国である英国とドイツよりも速い成長を遂げていた。そのため、この

理論は拡大され、キリスト教または西洋を意味するようになった。また、日本、韓国、タイ、その他の東アジア諸国が記録的な成長率を達成したときには、儒教的価値観が成長を遅らせているという概念を放棄せざるを得なくなった。

文化的伝統を理解することによって、開発の結果に影響を及ぼす人間の行動と社会学に対する洞察を得ることができる。しかし、これらの洞察が、文化と開発に関する決定的な理論を提供することはない。たとえば、経済成長率を説明するにあたっては、経済政策、地理、疾病状況といった要因がきわめて密接に関連していることが知られている。一方、ヒンドゥー社会かイスラム社会かといった文化は、重要でないことがわかっている。

民主主義についても同様のことがいえる。非西洋諸国における民主化の失敗の原因は、不寛容と「専制的価値観」という固有の文化的特性にあると考える文化決定論の新しい波が、一部の政策論争において影響力を持ち始めている。国際的には、一部の論者が、民主的で寛容な西洋諸国の未来が、より専制的価値観を備えた非西洋諸国によって脅かされており、21世紀には「文明の衝突」が起こると主張してきた。この主張に対しては、懐疑的にならざるを得ない理由がある。その1つに、この理論は、異なる「文明」を持つ集団間の差異を誇張して、類似性を無視していることが挙げられる。

さらに、民主主義あるいは寛容は西洋の専売特許ではなく、寛容的で民主的な西洋と独裁主義的な東洋との間に独特の歴史的境界など存在しないのである。孔子やカウティルヤの思想が、プラトンとアウグスティヌスの思想以上に権威主義的ということはなかった。民主主義の擁護者は、欧州のみならず、その他の地域にも存在した。16世紀のインドで宗教的寛容を説いたアクバル大帝や、7世紀の日本で「重要なことがらの決定は独断で行ってはならない。多数で協議するべきである」と謳った憲法を採択した聖徳太子の例を考えてほしい。重要な公的課題には参加型の意思決定が必要であるという概念は、アフリカその他の地域における多くの伝統の中核をなしてきた。さらに、より最近の世界価値観調査 (World Values Survey) の結果も、イスラム諸国に住む人々が、非イスラム諸国の人々と同じくらい民主的価値観を支持していることを示し

ている。

文化決定理論の基本的な問題は、文化はおおむね不動かつ不変であり、世界は複数の「文明」または「文化」へと整然と分割することが可能である、とする前提がその基盤にあることである。これは、それぞれの社会における価値観と伝統が長期にわたり継続し得る一方で、文化とは変化するものでもあり、均質であることは稀であるという事実を無視している。ほとんど例外なくすべての社会が、20世紀の間に女性の役割やジェンダー平等に関する価値観をはじめとする、価値観の変化を経験してきた。そして、社会的慣行の劇的な変化が、チリのカトリック教徒からバングラデシュのイスラム教徒やタイの仏教徒に至るまで、世界のあらゆるところで起きてきた。社会内部のそうした変容と緊張関係が、政治を動かし、歴史的变化を生み出しており、力関係が力学的動向に影響するように、人類学の研究を現在支配している。逆説的なことに、人類学者が、明確に境界が固定された社会的現象としての文化という概念を捨て去ったのと時を同じくして、政治的関心では、それぞれの「民族とその文化」の中心的価値観と特色を探し出すことが主流となりつつある。

文化決定論は危険な政策的意味合いを持つため、当然批判的な評価を受けることになる。こうした評価は、国民統合、民主主義、開発の阻害要因となっているとされる「下級な」文化を中傷または弾圧するような民族主義的政策への支持をおおる可能性がある。こうした文化的価値観に対する攻撃は、やがて暴力的な反応をおおることとなり、国内および国家間の緊張を高めることになりかねない。

人間開発には、健康、教育、人間らしい生活水準、政治的自由以上のものが求められる。国家は、諸民族の文化的アイデンティティを認め、受け入れていかなければならず、人々は、生活の他の場面で差別されることなく、これらのアイデンティティを自由に表明できなければならない。つまり、文化的自由は人権であり、人間開発の重要な一面である。したがって、国家が行動し、関心を持つに値するのである。

人間開発とは、人々が生きるうえで大切だと思うことを実践し、価値あると思うものになるための選択肢を拡大するプロセスである。これまでの『人間開発報告書』は、こうした選択肢を拡げるために、社会的、政治的、経済的機会の拡大に重点を置いてきた。公正な成長をもたらす政策、社会的機会の拡大、民主主義の深化が、どのようにしたらすべての人々の、これらの選択の機会を向上させることができるかを探求してきた。

人間開発のもう1つの側面は、測定することはもとより、定義することさえ容易ではないが、きわめて重要なものである。それは文化的自由であり、それは、人々が自らが望むように生きる能力の中核をなす。文化的自由の前進は人間開発の中心的側面ではなくてはならないが、社会的、政治的、経済的機会は文化的自由を保障しないため、文化的自由はこれらを超えたものである。

文化的自由とは、人々がその他の重要な選択（教育、保健医療または雇用機会の選択など）を妨げられることなく、アイデンティティを選択する自由、そして、大切だと考える生活を送る自由を持つことを可能にするものである。実際には、文化的排除には2つの形態がある。1つは生活様式の排除であり、ある集団が選択する生活スタイルを認め受け入れることを拒み、社会のその他の人々とまったく同じような生活を送ることを強要するものである。この例には、宗教弾圧のほか、移民に文化的慣行や言語を捨てることを強要することなどがある。もう1つは参加の排除であり、自らの文化的アイデンティティゆえに、社会的、政治的、経済的機会において差別や不利な処遇を受けるときに起こるものである。

この2種類の排除はともに、民主主義国であれ独裁主義国であれ、あらゆる大陸のすべての開発のレベルで広範囲にわたって存在している。研究プロジェクト「The Minorities at Risk（危機に瀕する少数者）」は、文化的排除に関連する諸問題を含む、世界中の少数者集団の状況について調査している。そこで得られた一連のデータから試算した結果、世界の約7人に1人に相当する9億もの人々が、その国の他の集団は受けていない何らかの形の生活様式または参加の排除を受けている集団に属していることがわかった。

当然ながら、あらゆる文化的自由の抑圧が存在する。極端な例が民族

浄化である。次に、宗教的、言語的、市民的行為に対する公的な制約が挙げられる。しかし、それ以上に頻繁に見られるのが、単に人々の文化と伝統に対する認識や尊重の欠如、つまり一部の文化を下等なもの、原始的または野蛮なものに見なすことに起因する文化的排除である。これは、少数者の宗教的休日を祝日としない国の公用暦や、少数者の指導者の功績について触れていない、またはそれを軽視している教科書、多数派の支配的文化的業績を褒め称える文学などの芸術作品への支援、などの国家政策に見てとることができる。

生活様式の排除は、雇用、住宅、学校教育、政治的代表権における差別や不利な処遇を通して、社会的、経済的、政治的排除と重なることが多い。ネパールにおける下位の職業カーストの5歳未満死亡率は、ネパール人やバラモンの死亡率が7%なのに対し、17%を超えている。セルビアとモンテネグロにおいて、小学校に一度も通ったことがないロマ人（ジプシー）の子どもの割合は30%に上る。欧州系ラテンアメリカ人は、人種差別をしないことをしばしば自慢し、彼らの国自体もそうであると主張する。しかし、南米大陸全域で、先住民族はその他の人々よりも貧しく、政治における代表も少ない。たとえばメキシコでは、所得が貧困ラインを下回る人口が全体では18%なのに対し、先住民では81%に上る。

しかしながら、生活様式の排除と参加の排除が常に重なるとは限らない。たとえば、東南アジアに住む華僑は、経済面では支配的立場にあるが、中国語学校への規制、中国語での出版の禁止、現地名を採用することを求める社会的圧力などによって、文化面で排除されてきた。しかし、たいていの場合、生活様式の排除はその他の機会からの排除を強化することになる。これは何よりも言語について当てはまる。特に少数民族として規模の大きいトルコのクルド人や、グアテマラの先住民をはじめ、数多くの集団が、自分たちの言語が学校や法廷、その他の公共の場で認められていないために、政治的参加と経済的機会から締め出されている。それゆえに、自分たちの言語が教育や、政治的および法的プロセスにおいて認知され、使用されることを求めて、それほどまで激しく闘うのである。

この問題への取り組みで非現実的なものは一つもない。多文化主義政策を具体化することは必ずしも容易ではない。民主主義、公平な開発、そして国家統一は重要であり、同時に相反する政策が求められることもある。しかし、文化的排除に取り組み、文化的自由を促進するために、多文化主義政策の策定に成功している国は少なくない。

保健医療、教育およびジェンダー平等が自然に達成されるわけではないのと同様、文化的自由も何もしないでただ起こるということはない。政府は、迫害または差別という明確な政策をとっていない場合でも、文化的自由の促進を主要な懸案課題とすべきである。

信仰、言論、結社の自由など、個人の市民的および政治的権利が保障されれば、人々が自らの宗教を信仰し、自分の言語を話し、雇用や学校教育における差別、その他さまざまな形態の排除を免れるのには十分であると論じる人がいる。彼らは、文化的排除は経済的および政治的排除の副産物であり、それらがいったん解決されれば、文化的排除もひとりでに消えてなくなるだろうと主張する。

しかし、これまでこうした自然な解決が起きたことはなかった。たとえば、豊かな民主主義国の多くは、全市民を平等に扱っていると公言するが、それにもかかわらず、政治における適正な代表権を持たず、公共サービスの利用に際し日々嫌がらせや困難に遭っている少数者が国内に存在するのである。

文化的自由を拡大するには、文化的自由の否定に取り組むための明示的な政策、つまり多文化主義政策が必要である。そのためには、国は、憲法、法律、制度の中で文化的差異を認める必要がある。また、少数者であろうと歴史的に疎外されてきた多数派であろうと、特定の集団の利益が、多数派または支配的集団に無視されたり踏みにじられたりしないよう、政策を立案する必要がある。そして立案にあたっては、民主主義の強化、有能な国家の形成、すべての市民の平等な機会の確保をはじめとする、人間開発のその他の目標や戦略と矛盾しないやり方で行うことが必要である。これは簡単ではないが、文化的多様性を管理するために革新的な手法を取り入

れている国が世界にはたくさんある。本報告書では、特に政治参加、宗教、公正を得るための制度へのアクセス、言語、社会経済的機会へのアクセス、の5つの主要政策分野に焦点を当てている。

政治参加を確保する政策

歴史的に疎外されてきた集団の多くは、いまだに真の政治権力から排除されており、そのため多くの場合、国から疎外されていると感じている。排除の原因が、時に民主主義の欠如または政治的権利の否定にあることがあり、その場合には、民主化が最初のステップとして欠かせないだろう。しかし、それ以上の対策も必要である。なぜならば、民主国家において少数者が平等な政治的権利を有している場合でさえ、常に十分に代表されていなかったり、投票数で負けることがあるかもしれず、そのため彼らは、中央政府を自分たちとは相容れない圧制的な存在と見なしていることもあるからである。当然のことながら、少数者の多くは、敵対的なあるいは圧制的な統治に抵抗し、自らの政治権力を強化しようとする。ここに、民主主義の「多文化主義的」概念がしばしば必要とされる理由がある。

数種の多文化民主主義の新しいモデルでは、多様な文化集団間で権力を分担するための有効な仕組みをいくつか提供している。これらの権力分担の仕組みは、さまざまな文化集団と少数者の権利を確保し、多数決主義の押し付けや有力政治エリート層支配による権利の侵害を阻止するために、きわめて重要である。

ニュージーランドは、マオリ族の代表が慢性的に少ないという問題に選挙改革を通じて取り組んだ。各選挙区で得票数の多い候補者のみが選出される制度に代わり、比例代表制を導入したことにより、マオリ族の代表者の比率は1993年の3%から、2002年選挙では人口比率と同水準の16%へと上昇した。留保議席と割当制度は、インドにおける指定部族と指定カーストの発言権や、クロアチアにおける少数民族の議席を確保するうえでも欠かせないものであった。

連邦制は、権力分担のための重要な手法である。民主主義の歴史の古い多民族国家のうち、およそ12カ国に1国で、連邦国家の中の各州政府の権限が必ずしも同等でない、非対称的な連邦制を採っている。連邦制

は、さまざまな集団のニーズに合わせ柔軟に対応する。たとえば、マレーシアのサバ州とサラワク州は、スペインのバスク、その他の14の自治州（comunidades autonomas）と同様に、教育、言語、文化といった分野で自治権を持っており、特別な地位を与えられている。

カナダのイヌイット族など、一部の先住民も自治領に関して交渉を重ねてきた。教訓として言えることは、スペインのように歴史的に分離運動に直面してきた国で緊張関係を解消するには、権力分担の仕組みが不可欠であることが広く立証されてきたということである。緊張が高まりつつある場合、十分早い時期にそれらの仕組みが導入されれば、暴力的な紛争を未然に防ぐことが可能である。

宗教的自由を確保する政策

宗教的少数者の多くは、さまざまな形の排除に苦しんでいる。時にはそれが、宗教の自由へのあからさまな弾圧であったり特定の宗教集団に対する差別によることもある。これは特に、ある宗教を国教として支持する宗教国家によく見られる問題である。

しかしそれ以外の場合は、公用暦が少数者の宗教の祝日を認めていない場合のように、排除はそれほど直接的でなく、その多くは意図的ではないかもしれない。インドでは、国民が多様であることに配慮して、ヒンドゥー教の祝日を5日祝うほかに、イスラム教の祝日を4日、キリスト教の祝日を2日、仏教とジャイナ教とシーク教の祝日を各1日、公式に祝っている。フランスには国民の祝日が11日あり、特定の宗派に関係のない祝日が5日あるが、残りの宗教の祝日6日は、人口の7%がイスラム教徒、1%がユダヤ教徒であるにもかかわらず、すべてキリスト教暦の行事を祝う日となっている。同様に、公的機関における服装規定が、少数者の宗教の服装と相容れないことがあるかもしれない。または、婚姻や相続に関する国の規則が、宗教規定が定めるところと異なるかもしれない。あるいは、行政の区画規制が、ある少数者の埋葬慣行に反することがあるかもしれない。

この種の衝突は、市民的権利と政治的権利の保護を謳う強固な民主制度を持った政教分離国家においてさえ生じることがある。人々のアイデンティティにとって宗教がきわめて重要であることを考慮するならば、

宗教的少数者がこうした排除と戦うためにしばしば結集することは驚くにあたらない。宗教的慣行によっては容易に受容できるものもあるが、しばしば難しい選択と妥協に迫られる。フランスでは、公立学校におけるスカーフの着用が、同国の教育が教えようとする政教分離の国家原則とジェンダー平等という民主的価値を侵害するかどうかという難問に取り組んでいる。ナイジェリアでは、婚外交渉事件におけるシャリーア（イスラム法）裁判所の判決を支持すべきかどうかにかんがって苦慮している。

人間開発の視点から大切なのは、人間の自由と人権の拡大を図り、平等を認めることである。これらの目標を達成する見込みが最も高いのは、宗教的慣行を適度に取り入れ、すべての宗教が国家と同等の関係にあり、人権を保護しているような政教分離の民主国家である。

法多元主義 (legal pluralism) 政策

多くの多文化社会で、先住民およびその他の異なる文化集団に属する人々が、公正を得るための制度へのアクセスの確保をめざし、自分たちの伝統的法制度の認知を強く求めてきた。たとえば、グアテマラのマヤ族は数世紀にわたり弾圧を受けてきたが、国の法制度も弾圧の一端を担ってきたのである。法の支配による国家制度に対し地域社会が信頼を失ったのは、法治国家制度が公正さ (justice) を確保せず、また社会と社会の価値観にもしっかりと根づいていなかったためである。

グアテマラ、インド、南アフリカなどの数カ国では、地域社会の裁判規範と司法制度の役割をさまざまな方法で認めることで、法多元主義の取り組みを行っている。法多元主義への要求は、一元化された法制度という原則が損なわれること、あるいは民主主義と人権に反する伝統的慣行が助長されることを恐れる人々からの反対に遭う。対立が生じることは間違いない。たとえば、南アフリカでは、国家憲法のもとで認められている女性の相続権と、慣習法のもとで否定されている権利との対立という難しい問題に取り組んでいる。ここで社会は正真正銘の二律背反に直面せざるを得ないが、法多元主義は、あらゆる伝統的慣行を全面的に受容することを求めているわけではない。文化とは進化するものであり、伝統を無条件に擁護することが文化的自由ではない。

言語政策

多くの場合、多文化国家で最も論議を呼ぶ問題が言語である。一部の国々は、民族の独自の言語の使用は危険要因であるとして、諸民族の言語の抑圧を試みてきた。しかし、民主主義が十分に確立された国々でも、広範囲に見られる排除の主要な原因は、単一言語政策である。学校における指導言語、議会討論や市民参加で使われる言語、商取引用の言語など、公用語を選択することは、人々の生活において、政治的、社会的、経済的、文化的に障害にもなり、利点にもなる。マラウイ憲法は、すべての議員が英語を話し、読むことを求めている。南アフリカでは、他に9言語が公用語として認められているにもかかわらず、依然として英語とアフリカンス語が裁判所で使用される事実上の言語となっている。ある言語を認知することは、単にその言語を使用する以上の意味を持つ。ある言語を認めるということは、その言語を話す人々と彼らの文化、そして彼らが社会に完全に包含されることを尊重することを象徴しているのである。

国家は、宗教に目をつぶることはできても、言語に口を出さないわけにはいかない。市民が帰属意識を持つためには意思疎通を図る必要があり、また公用語の選択は、国家のアイデンティティを象徴するものである。だからこそ、市民的自由と政治的自由は擁護していても、複数の言語を認知することには抵抗する国が少なくないのである。

数多くの国々が、統一の国語のほかに地方言語を認め、2、3の言語を採用することによって、統一と多様性という2つの対をなす目的を調和させる方法を見出している。かつて植民地であった多くの国においては、これは旧宗主国の言語（英語またはフランス語など）、最も広く用いられている現地語、地域社会の母語、の3つを認知することを意味してきた。タンザニアの学校や政府では、英語に加えてキスワヒリ語の使用を推進してきた。インドは、数十年間にわたり「三言語制」を実施してきた。子どもたちは、それぞれの州の公用語（西ベンガル州におけるベンガル語など）で教育を受けるほかに、国の2つの公用語である、ヒンドゥー語と英語を学習する。

社会経済政策

所得、教育、保健医療状況に見られる社会経済的不公正と不平等は、南アフリカの黒人や、グアテマラとカナダの先住民など、疎外された集団を抱えるたくさんの多民族社会の顕著な特徴となってきた。これら不公正と不平等による排除は、征服と植民地化の長い歴史的な原因や、カースト制度をはじめとする、根深い階層構造を反映している。

こうした不平等に取り組むには、公平性を促進する経済政策と社会政策が不可欠である。公共支出における偏りを是正し、基本的サービスを健康状態や教育実績の低い人々に提供することは有用ではあるが、それだけでは十分ではない。歴史的に根深く、社会に執拗に存在する不公正に取り組むには、集団間の差異を認める多文化政策が必要である。たとえば、先住民の子どもに対する教育支出を単純に増大するだけでは十分ではない。なぜなら、すべての学校が公用語だけで教育するならば、その子どもたちは不利な状況に置かれるからである。このような場合は、2カ国語教育が役立つであろう。また、鉱物資源がある土地に対する権利の主張、またはアフリカ南部の白人入植者定住地に対する権利の主張など、先住民の土地に対する権利の主張は、社会経済的機会を拡大する政策によっては解決できない。

インド、マレーシア、南アフリカ、米国における経験は、積極的優遇措置によって集団間の不平等を低減することが可能なことを示している。マレーシアでは、マレー人に対する中国人の平均所得の比率が、1970年の2.3から1990年には1.7へと低下した。米国では、弁護士全体に占める黒人弁護士の割合が1.2%から5.1%へ、また医師全体に占める黒人医師の割合が2%から5.6%へと増加した。インドでは、指定カーストと指定部族に、政府機関の雇用、高等教育への入学、議席を割り当てることによって、これらの集団の成員が貧困から脱出し、中流階級に仲間入りするのを助けてきた。

以上のいずれの政策も複雑さを伴うが、多くの国々における経験は、解決策が存在し得ることを示している。2カ国語教育は、効果がないとの異論があるかもしれないが、それは質を確保するための支援がほとんどなされていないためである。積極的優遇措置プログラムに対しても、

不平等の種を永遠につくり出している、あるいは、保護主義の原因となっているとの異論があるかもしれない。しかし、管理を改善することは可能である。2カ国語教育や積極的優遇措置は、異なる文化を包含しようという要求に応えるための手段である。しかし、今日の世界には、多様性を抑圧し、1つの文化が他の文化を支配しようとする動きが増大していることも認識しなければならない。

1つの文化が他の文化を支配しようとする動きは、文化的自由を脅かす。だが、それに対し不法かつ非民主的な方法で闘っても、人権を侵害するだけで問題の解消にはならない。これらの動きの不寛容な計画を暴露し、人々への影響力を失わせるには、他の文化を民主的に受け入れるほうが効果的である。

文化支配の動きを率先する人々は、自分たちの文化の優位性を確信しており、その地域社会の内外を問わず、他人に自分たちの思想を強要しようとする。そうした運動のすべてが暴力を伴うわけではなく、政治運動、脅迫、嫌がらせを用いて他人に強制するものもある。また極端な場合は、憎悪感情に起因する攻撃、追放、民族浄化、大量殺戮などの、暴力的手段が用いられる。不寛容が政治勢力となって、世界各国の政治プロセスを圧倒すべく脅かしている。文化支配の動きは、政党、民兵、暴力的集団、国際ネットワーク、さらには国家など、さまざまな形態をとる。民主主義社会は、不寛容や憎悪と無関係であると考えるのは認識不足である。

文化支配の運動が台頭する根本的な原因に、指導者による巧みな操作、貧困、不平等、脆弱なあるいは無能な国家、外部からの政治的干渉、海外の移住者集団との結びつきなどがあることが多い。これらの要因は、自治あるいは分離を求める運動などの、民族主義的な運動を呼び起こすこともある。しかし、民族が自治を求める運動と、文化支配の動きは同じではない。まず、文化支配の動きは、多くの欧州諸国における極右政党のように、すでに国家を支配している多数派集団の中から起こることが多い。それとは逆に、民族自治運動の多くは非常に自由主義的であり、

自治領内で多様性を受容することの重要性を認め、他の民族と同等の尊敬と認知が得られることを求めるものである。文化支配の動きの特徴は、文化的優位性の主張と不寛容にある。文化支配が標的とするものは、自由と多様性である。

問題は文化支配の動きへの対応の仕方である。各国はしばしば、政党の禁止、非合法的な拘留や裁判、基本的権利を侵害する法律、さらには無差別の暴力および拷問といった、抑圧的かつ非民主的な手段でこれらの運動に対抗しようとしてきた。こうした措置は、多くの場合、合法的な政治要求と政治プロセスを抑圧し、その結果、いっそう極端な反応を招くことになる。1991年にアルジェリアで、イスラム救国戦線(FIS: Islamist Salvation Front)が一次選挙に勝利した際、軍が介入し同政党を禁止した。その結果引き起こされたのは、10万人を超える生命を犠牲にした内戦であり、それは偏狭で暴力的な集団を助長させてしまった。

これに対し、民主的受容は有効である。オーストリアの自由党(FPO: Freedom Party)、あるいはモロッコの正義発展党(the Justice and Development Party)の例が示すように、極右政党の選挙出馬を認めることは、これらの政党の姿勢を和らげさせることができる。選挙で争うことによって、他の集団の周辺的な主張も明らかになる(デンマークの進歩党)。民主的受容はまた、国が憎悪犯罪を訴追したり、宗教学校の教育課程を改革したり(インドネシアとマレーシア)、関係改善に向けた地域社会の取り組みを実地に移す(モザンビークとルワンダ)ことに正統性を与える。

自由な社会の維持は、法の支配を尊重し、政治的要求に耳を傾け、悪人の人権であっても、基本的な人権を保護することにかかっている。不寛容の解消は、文化的自由の真の課題であり、だからこそ、それに対処するための手段は正統なものでなくてはならない。

グローバリゼーションは、国家および地域のアイデンティティを脅かしかねない。その解決方法には、保守主義や孤立主義的国家主義へと後退するのではなく、多文化政策を立案して、多様性と多元主義を促進することにある。

ここまでは、国家がどのようにして国内の多様性を管理するべきかに焦点を当ててきた。しかし、グローバリゼーションの時代には、国家は、アイデア、資本、財、人の国際間の移動という形の国外からもたらされる課題にも直面する。

このグローバリゼーションの時代において文化的自由を拡大することは、新しい課題とジレンマをもたらす。人間、価値観、アイデア、生活様式の間接触が、これまでないような方法で増加し、深まってきている。多くの人々にとって、この新しい多様性の動きは、期待できるものであり、力を与えてくれるものでさえある。だが、別の人々にとっては、不安の種であり、力を奪うものでもある。グローバリゼーションが自分たちの価値観と生活様式の喪失を意味し、地域および国家のアイデンティティに対する脅威であると、不安に感じている人は少なくない。その極端な反応として現れるのが、海外からの影響の遮断であるが、それは、排外主義的で保守主義的な手法であるばかりでなく、自由と選択の拡大どころか縮小を生む逆行的な手法であるといえる。

本報告書は、国々を資本や財や人々の国際的な流れに対して開放しつつ、多様性を尊重し促進する代替的な手法を取り入れるよう提案する。そのためには、文化的多様性を明確に認識し、尊重する政策が必要である。さらに、文化の喪失やアイデンティティの喪失につながるような、経済的権力や政治的権力の不均衡に取り組むことも必要である。

こうした代替的な手法が、今熱い議論が展開されている次の3つの分野で、開発され検討されている。

- ◆先住民は、採取・採掘部門に対する投資や、自分たちの生活手段を脅かす、伝統的知識の不当な使用に抗議している。
- ◆国々は、文化財(主に映画とオーディオビジュアル製品)の輸入は、国の文化産業を弱体化しかねないため、文化財が国際貿易においてその他の財と同様に扱われることのないよう要求している。
- ◆移民は、自らの生活様式を受容と、地元社会と出身国のどちらに対しても持っている複数のアイデンティティの尊重を求めている。しかし、地元社会は、自分たちの社会が分裂し、国家の価値観とアイデンティティが侵食されつつあると不安に感じており、移民は同化

するか、さもなければ帰国させることを要求している。

これらの要求はどのようにしたら調整できるのだろうか。どのようにして多様性の尊重と、非対称性への取り組みを行うべきなのだろうか。

先住民、採取・採掘産業、そして伝統的知識

先住民の土地に対する権利と、土地が持つ文化的重要性や経済的資源としての価値を無視した投資が反対を招くのは必至である。同じように、彼らの権利や価値を無視して伝統的知識に特許を設定しようとすることも反対を招く。先住民の知識と土地に対する権利を認め、(まずは事前に情報を提供し同意を得たうえで)先住民の集団の発言権を確保し、利益を分配する戦略を立てるといふ、3つの原則が不可欠である。

まだ限定的ではあるものの、企業と中央政府は、先住民社会と共同した新規投資開発を実施している。ペルー政府といくつかの企業は、過去の衝突からの教訓を得て、2001年以降、アンタミナ亜鉛・銅鉱山における意思決定に先住民共同体も参加させてきた。パプアニューギニアでは、採取・採掘活動を行う際に、地域社会開発プロジェクトにも投資を行う。北米とオーストラリアでは、鉱山会社と先住民が共同で行う合弁事業が、伝統的な生活スタイルを守りつつ、金銭的利益をもたらしてきた。

伝統的知識を評価し認めるための措置を講じている中央政府も多い。バングラデシュでは、地域社会を基盤とする生物資源に対する権利と、それに関連する伝統的知識の権利を認めている。ラオスでは、伝統医療資料センター (Traditional Medicines Resource Centre) で知識を記録している。南アフリカは、サン族の知識に基づいて開発した医薬品から得られた収益を、彼らと分配することを約束した。また、さまざまな国が、伝統的知識の保護のために、既存の知的所有権制度を活用する方法をすでに見出している。カザフスタンでは、意匠権を用いて、絨毯および髪飾りを保護している。ベネズエラとベトナムでは、地理的表示をつけることで酒類や茶類を保護している。オーストラリアとカナダでは、伝統芸術に著作権と商標権が用いられている。

多様性を認めるということは、知的所有権のさまざまな概念と、知識や芸術という形の文化的重要性を、グローバルな枠組みに取り入れること

を意味する。このためには国際的行動が必要である。もし現行の知的所有権基準では、一般に知られている伝統的知識に対応することができなかつたり、その所有権を集団に帰属させることができない場合には、規則を修正する必要がある。プロジェクトが財産を不適切な方法で取得したり、地域社会への補償を行わない場合は、国や企業へのプロジェクト融資は撤回されるべきである。

文化財

世界の文化的多様性の保護を支援するために、文化財は国際貿易において保護されるべきだろうか。映画やオーディオビジュアル製品は文化財だろうか。この問題には、創造性と多様性の育成における文化財の役割を認識することと、世界市場における零細映画・オーディオビジュアル産業の不利な立場を認識するという、2つの原則が不可欠である。

文化財における多様性は、消費者の選択肢を拡大し、人々の文化的体験を豊かにすることから、それ自体に価値がある。しかし、文化財も規模の経済性を享受する。したがって、大規模生産者の製品は、小規模生産者の製品を締め出す傾向にあり、特に貧困国についてはそれが顕著である。

どうすれば多様性を推進することが可能なのだろうか。貿易障壁を高くすることは、選択肢を狭めることにつながるため、答えにはならない。多様性に資するには、関税をかけることよりも文化産業を支援することのほうが有益である。アルゼンチン、ブラジル、フランスは、海外から国内市場への文化製品の流入を止めることなく、文化産業に対する制作助成金や税制上の優遇措置を与えるという試みに成功してきた。ハンガリーでは、テレビの収益の6%を、国産映画の振興に向けている。エジプトは、官民協力関係を利用して、映画制作のインフラへの資金提供を行っている。

移住

移民は同化させるべきだろうか、それとも移民の文化を認めるべきだろうか。多様性の尊重、複数のアイデンティティの認識、地元社会への帰属という共通の絆の形成、という3つの原則が不可欠である。鎖国に

よって進歩した国はない。国際間の人口移動は、さまざまな技能、労働力、アイデアをもたらし、人々の生活を豊かにする。人権を侵害する伝統主義や宗教的慣行が擁護され得ないのと同様に、強制的な同化政策が実行可能な解決策になることはあり得ない。

アイデンティティはゼロサムゲームでない。ノルウェー在住のマレーシア人の、次の話を考えてみてほしい。「ここに何年住んでいるのかとよく聞かれるので、『20年』と言う。すると、たいてい『おや、じゃあもうノルウェー人も同然だね』という言葉が返ってくる。ここで前提とされているのは、アイデンティティはゼロサムゲームであるということだ、つまり、1つのアイデンティティが増えると、もう片方のアイデンティティが減少すると考えるのが一般的なので、私がマレーシア人らしくなくなったということだ。アイデンティティは、どういうわけか決まった大きさの四角い箱のようなものと思われている。」

差異主義（differentialism）（移民は、元来のアイデンティティを維持し、社会の他の人々と融合しない）と、同化（古いアイデンティティの維持は選択肢にない）という、移民に対する2つの対応が大半の国の政策で支配的である。しかし、複数のアイデンティティを認める新しい多文化主義の取り組みが導入されつつある。これは、寛容と文化の理解を促進するほか、具体的には、宗教的な慣行や、服装や、日常生活におけるその他の慣行を受容することを伴う。さらに、搾取に対して移民は発言権がなく保障されていない状況にあることを認識し、言語訓練や求職支援など、社会へ溶け込むための支援を提供することも伴う。

“永住市民権（denizenship）”、すなわち外国籍市民に対する市民参加の権利を拡大しつつある国々がある（ベルギー、スウェーデン）。また、現在では30を超える国が、二重市民権を認めている。誤解と偏見を軽減させるために、ベルリン上院統合・移住弁務官事務所（the Commissioner's Office of the Berlin Senate for Integration and Migration）は、移民団体に資金を提供し、広報キャンペーンを活用するほか、12言語での法律相談を提供し、求職支援と差別解消に取り組んでいる。しかし、これらの政策には議論がある。米国の2カ国語教育や、フランスにおけるスカーフ着用は、賛否の分かれる問題である。一部の人々は、米国文化に適應する責任や、フランスの政教分離主義とジェンダー平等の原則など、社

会の最も根本的な価値観が試されることを懸念している。

* * *

文化的自由の拡大は、人間開発の重要な目標の1つであり、21世紀において緊急に関心を向けるべき目標である。すべての人が、妨げられることなく自分自身のままでありたいと願っている。すべての人が、責任と価値観を共有する集団の一員としてのアイデンティティを、それが国籍、民族、言語あるいは宗教によるものであろうとも、家族、職業、趣味によるものであろうとも、自由に表現したいと思っている。

グローバリゼーションは、ますます増大する世界の人々の相互作用の原動力となっている。この世界では、多様性をさらに尊重すると同時に、統一に対する取り組みを強化することが求められている。もし多様な社会の一員として、寛容と普遍的人権の尊重という世界主義的価値観を支持することを望むのであれば、個人は、硬直したアイデンティティを捨てなければならない。本報告書は、各国がどのようにしてそれを実現することができるかを議論するための基盤を提供するものである。これまでの21世紀の短い歴史が教えているのは、これらの問題を避けるという選択肢はあり得ないということにほかならない。

<HDR関連書籍>

一部の『人間開発報告書』の基本論文と『国別人間開発報告書』（1990年－2003年）の全文は、<http://www.undp.org>でご覧いただけます。

Human Development Report CD-ROM : 2000-2002

『人間開発報告書』CD-ROM: 2000-2002

2000年から2002年の『人間開発報告書』を一つにまとめたものです。このほか、UNDP2002 Human Development Awards for Excellenceを受賞した『アラブ人間開発報告書』、インドネシア(2001)、ボリビア(2002)、チリ(2002)、ボツワナ(2000)、ネパール(2001)の国別人間開発報告書(National Human Development Report)を収録しています。英語版のみ。

入手先:

United Nations Publications

Tel : (800)253-9646, (212) 963-8302 Fax : (212) 963-3489

Emailアドレス ニューヨーク: publications@un.org 欧州: unpubli@unog.ch

ホームページ: <http://www.un.org/Publications>

Journal of Human Development : Alternative Economics in Action

人間開発ジャーナル: もう一つの経済学の台頭

2000年に発刊された本誌は、相互評価方式の雑誌として、人間の可能性、成長と市場などについて新たな視点を提供しています。本誌は、人間開発に役立つ、より広い概念や測定方法に関する未発表論文を掲載しています。掲載論文では、地球規模の課題を初め、国内や地域の課題があつかわれています。人間開発は、従来型ではない新たな経済アプローチのための「思想集団」となりつつあり、本誌はこの「人間開発派」の擁護者や批判者のための橋渡し役を果たしています。

入手先:

Calfax Publishing, Taylor and Francis Ltd.

Emailアドレス: journals.orders@tandf.co.uk

ホームページ: <http://www.tandf.co.uk/journals>

人間開発報告書のテーマ

- 1990年 人間開発の概念と測定
- 1991年 人間開発の財政
- 1992年 人間開発の地球的側面
- 1993年 人々の社会参加
- 1994年 「人間の安全保障」の新しい側面
- 1995年 ジェンダーと人間開発
- 1996年 経済成長と人間開発
- 1997年 貧困と人間開発: 貧困撲滅のための人間開発
- 1998年 消費パターンと人間開発: 人間開発のための消費とは
- 1999年 グローバリゼーションと人間開発: 人間の顔をしたグローバリゼーション
- 2000年 人権と人間開発
- 2001年 新技術と人間開発: 新技術を人間開発に役立てる
- 2002年 ガバナンスと人間開発
- 2003年 人間開発報告書 ーミレニアム開発目標(MDGs)の達成に向けてー

『人間開発報告書』の日本語版は(株)国際協力出版会(Tel: 03-3372-6771, Fax: 03-3372-6840, <http://www.jico.co.jp>)が発行しています。

『人間開発報告書』の英語版は、オックスフォード大学出版局株式会社(Tel: 03-3459-6489, Fax: 03-3459-8661, <http://www.oupjapan.co.jp>)で入手できます。

人間開発報告書2004 概要

2004年7月



監修：秋月 弘子（亜細亜大学国際関係学部教授）



国連開発計画（UNDP）

渋谷区神宮前 5-53-70 UNハウス8F

<http://www.undp.or.jp>
